証券コード4389
2023年6月6日
（電子提供措置開始日2023年６月1日）

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長　武　野　　貞　久

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.propertydbk.com/ir/meeting.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/4389/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プロパティデータバンク」又は「コード」に当社証券コード「4389」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年６月21日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご送付ください。

議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、賛否をご入力のうえ、2023年６月21日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2023年６月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	東京都港区浜松町二丁目３番１号 **日本生命浜松町クレアタワー　６階** **浜松町コンベンションホール＆Hybridスタジオ　会議室１** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第23期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件 第５号議案　取締役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額変更の件 第７号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
4 議決権行使のご案内	次頁記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置

事項を記載した書面をお送りします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の項目につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

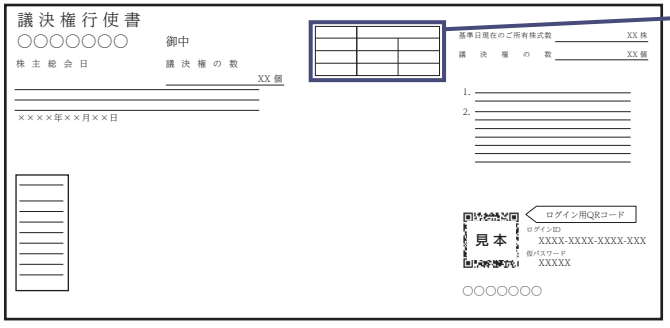

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２、４、５、６、７号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

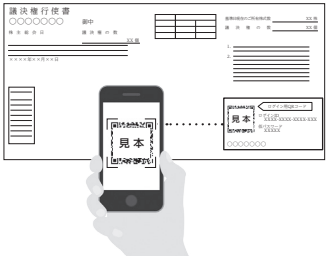

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

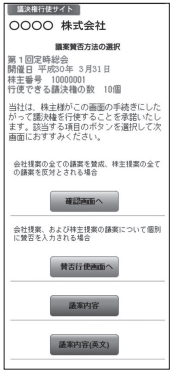

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

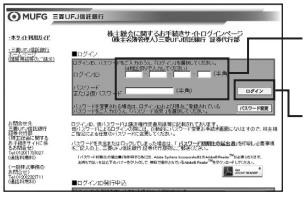

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　新しいパスワードを登録する。

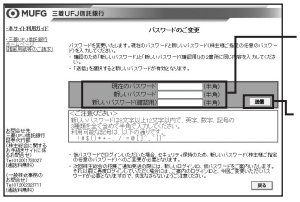

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金**20円**といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は**116,010,540円**となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年６月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

コーポレート・ガバナンスの強化および取締役会運営の柔軟性の確保のため、次のとおり定款を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。
（新　　設）	２．前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がその職務を代行する。
（新　　設）	３．取締役会は、議長を補佐するため、その決議をもって、取締役の中から副議長を定めることができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	板谷（いたや）　敏正（としまさ）	代表取締役会長	再任
2	武野（たけの）　貞久（さだひさ）	代表取締役社長	再任
3	大田（おおた）　武（たけし）	常務取締役	再任
4	堀之内（ほりのうち）　はる代（はるよ）	取締役	再任
5	星野（ほしの）　道人（みちと）	社外取締役	新任　社外

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者



所有する当社の株式数
538,533株
在任年数
22年8カ月
取締役会出席状況
13/13回

候補者番号
1 板谷（いたや） 敏正（としまさ）（1963年４月24日生） 再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年４月　清水建設株式会社入社
2000年10月　当社設立　代表取締役社長
2021年４月　株式会社丹青社　社外取締役（現任）
2022年４月　当社代表取締役会長（現任）
2023年４月　早稲田大学大学院創造理工学研究科
客員教授（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社丹青社　社外取締役
早稲田大学大学院創造理工学研究科　客員教授

取締役候補者とした理由

2000年10月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
90,184株

在任年数
16年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号
2

武野（たけの）　貞久（さだひさ）（1966年10月15日生）

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年４月	清水建設株式会社入社
2003年10月	当社入社
2005年５月	当社ＳＩ事業部長
2007年６月	当社取締役
2011年６月	当社常務取締役
2014年４月	当社営業本部管掌、ソリューション事業本部、プロバイダー事業本部管掌
2015年４月	当社営業本部長
2018年６月	当社専務取締役
2020年９月	当社営業本部長
2020年10月	当社クラウド事業本部管掌、クラウド事業本部長
2021年６月	当社取締役副社長
2022年４月	当社代表取締役社長（現任）
2022年10月	当社次世代戦略プロジェクト（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

2003年に入社して以来、当社全体の成長をけん引しております。取締役就任以来、当社の営業を統括する分野に特に尽力し、当社の企業価値向上に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
93,866株

在任年数
15年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号
3 大田（おおた） 武（たけし）（1969年７月14日生） 再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年４月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2006年10月	当社入社　企画管理部長
2007年６月	当社執行役員
2008年６月	当社企画管理本部長
2008年６月	当社取締役
2010年４月	当社プロバイダーマネジメント本部長
2011年４月	当社営業本部長
2015年４月	当社経営企画部、業務管理部管掌
2015年９月	当社法務・コンプライアンス部管掌
2019年６月	当社常務取締役（現任）
2020年10月	当社企画管理本部管掌、企画管理本部長
2021年10月	プロパティデータサイエンス株式会社　代表取締役社長（現任）
2022年４月	当社管理本部管掌
2022年10月	当社管理部管掌（現任） 当社フロンティア事業推進担当（現任）
2023年５月	当社企画部管掌、経理部管掌、経理部長（現任）

[重要な兼職の状況]

プロパティデータサイエンス株式会社　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

金融及び不動産投資に関する業務知識を有し、管理部門の責任者として事業戦略を推進しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

4 堀之内（ほりのうち） はる代（はるよ）（1968年４月30日生） 再任

所有する当社の株式数

8,490株

在任年数

4年

取締役会出席状況

13/13回

[略歴、当社における地位及び担当]

1990年４月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2003年10月	当社入社
2007年10月	当社営業ソリューション本部アセットソリューション部長
2011年４月	当社ソリューション事業本部ソリューション部長
2013年４月	当社ソリューション事業本部長
2019年６月	当社取締役（現任）
2019年６月	当社ソリューション事業本部管掌
2020年10月	当社クラウド事業本部副本部長、クラウド事業本部プロジェクト推進部、SaaS開発部担当
2021年６月	当社クラウド事業本部長（現任）
2022年４月	当社クラウド事業本部管掌（現任）
2022年10月	当社サービスデザイン戦略担当（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

5 星野（ほしの） 道人（みちと）（1959年3月18日生） 新任 社外

所有する当社の株式数

ー株

在任年数

2年

取締役会出席状況

12/13回

[略歴、当社における地位及び担当]

1981年４月	清水建設株式会社入社	2021年４月	同社顧問
2011年７月	同社投資開発本部アセットマネジメント部長	2021年６月	当社取締役（監査等委員）（現任）
2015年４月	同社関東支店副支店長		
2017年４月	清水総合開発株式会社常務取締役		
2018年４月	同社代表取締役社長		

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

星野道人氏は、社外取締役（常勤監査等委員）として、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、過去に清水建設株式会社においてプロジェクト管理やアセットマネジメント業務など専門分野の豊富な経験と見識を有しております。加えて清水総合開発株式会社において、代表取締役社長として会社経営についての経験も有しております。今後は同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．「所有する当社の株式数」については、2023年３月31日時点のものであります。
3．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。
4. 取締役候補者星野道人氏は社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者星野道人氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
6. 取締役候補者星野道人氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 取締役候補者星野道人氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
8. 当社は星野道人氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。星野氏の選任が承認された場合は、星野氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 星野道人氏は過去２年間に当社の業務執行者でない役員（監査等委員）であったことがあります。

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役星野道人氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名	当社における地位	
山口弘信（やまぐち　ひろのぶ）	－	新任　社外

新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者



所有する当社の株式数

―株

在任年数

―年

取締役会出席状況

―回

山口　弘信（やまぐち　ひろのぶ）（1959年11月24日生）

新任　社外

［略歴、当社における地位及び担当］

1983年４月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2009年７月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）営業第十六部長
2013年４月	興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社）業務部担当部長
2013年10月	同社執行役員
2016年４月	同社常務執行役員
2022年４月	みずほリース株式会社参与
2022年６月	エムエル・エステート株式会社監査役（現任）

［重要な兼職の状況］

エムエル・エステート株式会社　監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口弘信氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）において、調査、営業業務管理を経験し、金融および業務管理において幅広い知見を有しております。加えてエムエル・エステート株式会社において監査役の経験も有しております。
今後、監査等委員である社外取締役として取締役会の監督機能の向上に貢献していただけることを期待して候補者といたしました。

（注）１．監査等委員である取締役候補者山口弘信氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．監査等委員である取締役候補者山口弘信氏は社外取締役候補者であります。
３．監査等委員である取締役候補者山口弘信氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
４．監査等委員である取締役候補者山口弘信氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
５．監査等委員である取締役候補者山口弘信氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
６．当社は山口弘信氏の選任が承認された場合は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。監査等委員である取締役候補者山口弘信氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は山口弘信氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2023年５月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の全体を見直し、当社の企業価値の持続的な向上に資する報酬制度とするため、第６号議案「監査等委員である取締役の報酬額変更の件」および第７号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会の終結の時をもって取締役（社外取締役である取締役を除く）の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職金慰労金規程」に基づき、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することとします。

なお、支給の時期は、各氏の取締役の退任の時とし、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は以下の通りです。

氏　　名	略　　歴
板　谷　敏　正	2000年10月　当社設立　代表取締役社長 2022年４月　当社代表取締役会長（現任）
武　野　貞　久	2003年10月　当社入社 2022年４月　当社代表取締役社長（現任）
大　田　　武	2006年10月　当社入社　企画管理部長 2019年６月　当社常務取締役（現任）
堀之内　はる代	2003年10月　当社入社 2019年６月　当社取締役（現任）
鏑　木　耕　三	2015年６月　当社監査役 2016年４月　当社常勤監査役 2016年６月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

（注）当社の定める「役員退職金慰労金規程」に基づき、当社の常勤役員が支給の対象となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額変更の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬限度額を2016年６月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。こうした中、経営環境、業績水準、コーポレートガバナンス強化および優秀な人材確保の観点から、今般改めて監査等委員である取締役の報酬枠について見直しを行い、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準を鑑み、監査等委員である取締役候補者に対して魅力ある役員報酬水準とすること等を理由に、報酬限度額を年額50,000千円以内に改定させていただきたいと存じます。

本改定は、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準などを総合的に勘案し、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は３名であり、第４号議案「監査等委員である取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は引き続き３名となります。

第７号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年６月21日開催の株主総会において、年額150,000千円以内、また、2020年６月25日開催の株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、前述の報酬枠とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内、割当てる譲渡制限付株式の総数を34,000株以内として承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上をより一層高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、割当てる譲渡制限付株式の総数を51,000株以内へと変更いたしたいと存じます。

このほか、付与対象となる対象取締役につきまして、従来の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」から「取締役（社外取締役を除く）」に変更いたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

また、本議案における報酬額の上限、譲渡制限付株式の総数その他の本議案に基づく取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の経営成績、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は４名でありますが、「第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く）は、４名となります。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から３年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設

定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以　上

事業報告(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。従いまして、前連結会計年度の連結計算書類を作成しておりませんので、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当社グループは、不動産・施設の運用管理を支援するクラウドサービス「@プロパティ」を不動産に関わる様々な業種や業態の企業に提供しており、不動産投資運用会社（REIT、ファンド）、多数の不動産を所有する一般事業会社等、厚い顧客基盤を背景に当社クラウドサービスは着実にその事業規模を拡大させております。

当連結会計年度は、新たに策定いたしました2022年度～2026年度中期経営計画達成に向けた準備期間と位置付け、次世代戦略プロジェクト（※１）、フロンティア事業推進（※２）、サービスデザイン戦略（※３）の３領域を重点分野として推進するための組織変更を実施し、ガバナンス強化、R&D機能の拡充および次世代プロジェクト等を推進しております。

＜2022年度～2026年度中期経営計画　ハイライト＞

・PDBグループの形成を通じた提供機能の更なる拡充に加え、新たな領域に進出し不動産WHOLE LIFE（※４）をフルカバー
・５年後売上高75億円、営業利益17億円を目指す
・顧客の業務を根幹から支える「不動産DXプラットフォーム」へ

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、経済活動の正常化が進む中で、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を支えるITへの投資意欲が一層回復傾向にあることを受け、プロジェクトの受注活動、推進活動ともに活発化いたしました。費用面においては、タクシー広告等の広告宣伝費、人員拡充のための採用費や不動産DXプラットフォーム構築のための研究開発費等を計上いたしました。また、新規連結子会社の取得に伴う負ののれん発生益を特別利益に計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,832,885千円、営業利益は822,883千円、経常利益は823,255千円、親会社株主に帰属する当期純利益は626,490千円となりました。

なお、当社グループは「@プロパティ」を国内中心に事業展開する事業セグメントを主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。「@プロパティ」事業のサービス別の売上高は以下のとおりです。

（クラウドサービス）

ストック型売上であるクラウドサービスは、既存顧客のストック部分に加え大口を含む新規顧客の獲得により、売上高は1,514,176千円となりました。

（ソリューションサービス）

フロー型売上であるソリューションサービスは、鉄道会社グループを中心とする一般事業法人へのカスタマイズ開発、オプション販売等により、売上高は1,150,904千円となりました。

※1　次世代戦略プロジェクト：中期経営計画達成に向け、IT・サービス戦略、経営戦略、人事戦略、広報戦略等、新たな戦略を打ち立て、遂行するプロジェクト。

※2　フロンティア事業推進：BIM（Building Information Modeling）事業やデータサイエンスをはじめとする関連会社およびパートナー企業とのシナジー推進。

※3　サービスデザイン戦略：「@プロパティ」および新サービスのデザイン戦略。

※4　不動産WHOLE LIFE：不動産資産の一生涯をあらわす。Whole Life Costという、LCC（Life Cycle Cost）に替わる新しい考え方で、企業等が保有する不動産資産の一生涯にかかる支出と収入の管理・評価を行い、資産の価値向上取組も併せて評価する国際的概念を参考にしたもの。

サービス別売上高

事業区分	第22期（2022年3月期）（前事業年度）		第23期（2023年3月期）（当事業年度）		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	1,406,238千円	62.5%	1,514,176千円	53.4%	107,937千円	7.7%
ソリューションサービス	843,364	37.5	1,150,904	40.6	307,540	36.5
その他	－	－	167,804	5.9	167,804	－
合計	2,249,603	100.0	2,832,885	100.0	583,282	25.9

② 設備投資の状況

当連結事業年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は216,436千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウエアです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年４月１日付で、株式会社フジテクノス（現：プロパティデータテクノス株式会社）の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

また、子会社であったプロパティデータサイエンス株式会社も連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2020年３月期)	第 21 期 (2021年３月期)	第 22 期 (2022年３月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2023年３月期)
売上高(千円)	－	－	－	**2,832,885**
経常利益(千円)	－	－	－	**823,255**
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	**626,490**
１株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	**108.06**
総資産(千円)	－	－	－	**3,969,406**
純資産(千円)	－	－	－	**3,059,630**
１株当たり純資産額 (円)	－	－	－	**525.50**

(注) １．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第22期以前の各数値は記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2020年３月期)	第 21 期 (2021年３月期)	第 22 期 (2022年３月期)	第 23 期 (当事業年度) (2023年３月期)
売上高(千円)	1,844,133	2,165,888	2,249,603	**2,665,081**
経常利益(千円)	319,661	519,759	652,291	**835,456**
当期純利益(千円)	217,269	350,782	448,883	**576,398**
１株当たり当期純利益 (円)	37.03	60.68	77.52	**99.42**
総資産(千円)	2,464,286	2,727,729	3,192,362	**3,797,516**
純資産(千円)	1,894,617	2,108,664	2,497,513	**3,000,321**
１株当たり純資産額 (円)	322.57	364.61	431.14	**517.25**

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プロパティデータテクノス株式会社	10百万円	100%	情報処理サービス（REIT向け文書管理システム）の提供ならびに関連する業務
プロパティデータサイエンス株式会社	40百万円	70%	データサイエンスおよびAI技術を利用したコンサルティングとクラウドサービスの提供ならびに関連する業務

（注）1．2022年4月1日付で、株式会社フジテクノス（現：プロパティデータテクノス株式会社）の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

2．当連結事業年度より、2021年10月に設立したプロパティデータサイエンス株式会社の重要性が増したため、同社を連結子会社としております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件営業力及び執行力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド市場における最新の不動産投資業務への精通、一般事業会社等における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生しておりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社グループは、REIT・ファンド市場及び一般事業会社等における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、またAI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@プロパティ」の競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社グループは、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④　人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠であります。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業を更に拡大できる組織体制の強化に取り組みます。

⑸　主要な事業内容（2023年３月31日現在）

区　　分	内　　容
クラウドサービス	・不動産・施設の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・不動産・施設の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソリューションサービス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務
その他	・情報処理サービス（REIT向け文書管理システム）の提供ならびに関連する業務 ・データサイエンスおよびAI技術を利用したコンサルティングとクラウドサービスの提供ならびに関連する業務

⑹　主要な営業所及び工場（2023年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都港区浜松町一丁目30番５号

②　子会社

プロパティデータテクノス株式会社	本社（東京都港区）
プロパティデータサイエンス株式会社	本社（東京都港区）

⑺ **従業員の状況**（2023年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減
81（10）名	－

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。
３．当社グループは「@プロパティ」を国内中心に事業展開する事業セグメントを主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
57（5）名	２名増（1名増）	40.33歳	4.6年

（注）従業員数は就業員数であり、従業員兼務役員は含んでおりません。また、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2023年３月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所による市場区分の見直しに伴い、当社は2022年４月４日付で「グロース市場」へ移行いたしました。

2 株式の状況（2023年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数** 17,976,000株

(2) **発行済株式の総数** 5,932,500株

(3) **株主数** 1,365名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	1,411,200株	24.33%
株式会社ケン・コーポレーション	735,000	12.67
板谷敏正	538,533	9.28
高橋秀樹	381,100	6.57
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	267,600	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	254,300	4.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	198,313	3.42
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	184,300	3.18
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	180,300	3.11
寺田英司	149,500	2.58

（注）１．持株比率は自己株式（131,973株）を控除して計算しております。

２．2022年12月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー（VIS Advisors,LP）が2022年12月７日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主（上位10名）の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者　VIS Advisors,LP

住所　New York, NY 10022 U.S.A.488 Madison Avenue 21st floor

保有株券等の数　　429,300株
株券等保有割合　　7.24%

⑸　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区　　分	株　式　数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	7,203株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4．⑸取締役の報酬等」に記載しております。

⑹　その他株式に関する重要な事項（2023年３月31日現在）
該当事項はありません。

3　新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) **取締役の状況**（2023年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	板谷　敏正	株式会社丹青社　社外取締役
代表取締役社長	武野　貞久	次世代戦略プロジェクト担当
常務取締役	大田　武	フロンティア事業推進担当 管理部管掌 プロパティデータサイエンス株式会社　代表取締役社長
取締役	堀之内　はる代	サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱
取締役 （常勤監査等委員）	鏑木　耕三	
取締役 （監査等委員）	小田島　労	協栄IT＆ビジネスサービス株式会社　代表取締役副社長
取締役 （監査等委員）	星野　道人	

（注）１．取締役鏑木耕三氏、小田島労氏及び星野道人氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役鏑木耕三氏は金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
４．当社は、取締役鏑木耕三氏及び小田島労氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
板谷　敏正	代表取締役社長	代表取締役会長	2022年４月１日
武野　貞久	取締役副社長 クラウド事業本部管掌	代表取締役社長	2022年４月１日
大田　武	常務取締役 企画管理本部管掌 企画管理本部長委嘱	常務取締役 管理本部管掌	2022年４月１日
堀之内　はる代	取締役 クラウド事業本部長委嘱	取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	2022年４月１日
武野　貞久	代表取締役社長	代表取締役社長 次世代戦略プロジェクト担当	2022年10月１日
大田　武	常務取締役 管理本部管掌	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部管掌	2022年10月１日
堀之内　はる代	取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	取締役 サービスデザイン戦略担当 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	2022年10月１日

6．当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
大田　武	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部管掌	常務取締役 フロンティア事業推進担当 管理部管掌 企画部管掌 経理部管掌 経理部長委嘱	2023年５月１日

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鏑木耕三氏、小田島労氏及び星野道人氏との間で、会社法第427条第１項の損

害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

⑶ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることになります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

⑸ 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	121,436	91,160	21,884	8,391	4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,891 (20,891)	20,891 (20,891)	- (-)	- (-)	3 (3)
合　　計 （うち社外取締役）	142,327 (20,891)	112,051 (20,891)	21,884 (-)	8,391 (-)	7 (3)

（注）取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の基本報酬の総額には、当期に計上した役員退職慰労引当金の繰入額3,616千円を含み、従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、売上高及び経常利益の事業計画の達成状況により支給額を決定しております。（役位に応じて定められた基準額の0～100％の範囲で変動）

売上高を指標として選択した理由は、中長期的な企業価値の増大に向けて事業規模の拡大を図っている当社において、取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表していることから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

当連結会計年度の売上高及び経常利益の目標及び実績は、以下のとおりです。

売上高　　目標：2,977,664千円　　実績：2,832,885千円
経常利益　目標：　769,220千円　　実績：　823,255千円

④　非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑥役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．株式の状況⑸当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

⑤　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、４名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年６月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、５名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。

⑥　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において役員報酬制度を制定しており、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、当該決定方針を反映した規程及び役員報酬制度に基づき決定することで恣意性を排除しております。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等を取締役会が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．役員報酬ポリシー

当社は、報酬に関する考え方を共有し、経営戦略と一貫した報酬制度の導入を目的とし、以下の役員報酬ポリシーを策定しております。

役員報酬ポリシー

・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること
・短期業績のみならず、中長期業績との連動にも配慮したものであること
・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系であること

ロ．報酬構成

取締役（監査等委員を除く）の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する譲渡制限付株式報酬で構成しております。

ａ．基本報酬

同輩企業(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の役員の基本報酬水準等を参考に、各役員の役位に応じて決定しております。

ｂ．業績連動報酬

４．⑸取締役の報酬等　③業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。

ｃ．譲渡制限付株式報酬

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年６月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2020年６月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年

34,000株以内と決議いただいております。
役位に応じた種類別報酬割合は下表のとおりです。

役位	役員報酬の構成比（注）1			
	基本報酬（注）2	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	合　計
取締役会長	62.5%（注）3	19.5%	18.0%	100.0%
取締役社長	55.6%（注）3	23.1%	21.3%	
取締役副社長	53.8%	24.0%	22.2%	
専務取締役	54.6%	27.2%	18.2%	
常務取締役	55.6%	26.7%	17.8%	
取締役（監査等委員を除く）（注）4	56.7%	34.6%	8.7%	

（注）1．業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり、当社の業績の変動等に応じて上記割合も変動します。
2．基本報酬には、退職慰労金（当事業年度に計上する役員退職慰労金繰入額）を含んでおります。
3．代表権の有無に応じて別途支給される定額の報酬が組み込まれております。
4．従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

⑦　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑧　社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役小田島労氏は、協栄IT＆ビジネスサービス株式会社の代表取締役副社長であります。協栄IT＆ビジネスサービス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（常勤監査等委員） 鏑木　耕三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般並びに財務及び会計に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 小田島　労	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会14回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、ITコンサルティング企業役員として経営に携わった経験から経営管理やIT分野における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 星野　道人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として12回に出席、また、監査等委員会14回のうち13回に出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、総合不動産会社役員として経営に携わった経験から経営管理や不動産管理における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) **名称**　　EY新日本有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

(4) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、「反社会的勢力排除規程」を制定し、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

・不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
・企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
・個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
・財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。
・製品・サービスの品質に関するリスクについては、品質マネジメント会議を設置し、品質マネジメント体制を推進します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。
・その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
・取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・管理部内に子会社統括担当を設置します。また、子会社ごとに主管を定め、主管が「関係会社管理規程」に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保します。
・当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業

務の適正が確保されるように努めます。
・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決めます。
・子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、リスクカテゴリー毎にグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理します。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューします。
・連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施します。
・各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努めます。
・コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めます。
・子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象とします。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
・内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
・取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
・取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実

が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。

⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。

⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等

・子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができます。
・コンプライアンス担当部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。
・上記により監査等委員会に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止し、十分周知します。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
・監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
・監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
・内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。

⑫　財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組みます。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
・「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。
・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
・反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・年１回定期的に取締役会で事業内容に関するリスク評価を実施し顕在化する可能性、顕在化した場合の影響、リスクへの対応策などを協議し、決議しております。
毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。

・事業継続委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。

・経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社に取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保するとともに、当社の業務執行取締役および子会社の代表取締役で構成されるグループ会議を実施し、より具体的な運営を進めてまいります。また、子会社統括担当は、管理部内で定め、子会社の経営管理及び経営指導を実施する体制を整備しております。

・子会社の業務についても内部監査室の内部監査対象とし、より具体的な運営を進めていきます。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。
・室長が経営管理部長を兼務しておりましたが、2022年10月で解消しております。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。
常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月１回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
・取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的に実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。
・当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。

⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。

⑨　子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等

・当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。子会社の取締役、監査役及び従業員が、当社の監査等委員会に直接報告することができるよう周知しております。
・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。

⑩　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

・通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月１回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。
・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。
・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。

⑫　財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社的レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、１株当たり20円00銭の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表（2023年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,733,866**
現金及び預金	1,910,939
売掛金	636,803
契約資産	129,862
仕掛品	9,520
貯蔵品	622
前払費用	43,822
その他	2,844
貸倒引当金	△548
固定資産	**1,235,539**
有形固定資産	**182,868**
建物及び構築物	49,155
工具、器具及び備品	39,517
土地	72,501
リース資産	11,947
建設仮勘定	9,746
無形固定資産	**386,336**
ソフトウエア	386,336
その他	0
投資その他の資産	**666,334**
投資有価証券	25,473
繰延税金資産	193,692
敷金及び保証金	92,891
保険積立金	332,149
その他	22,128
資産合計	**3,969,406**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**619,870**
買掛金	110,323
１年内返済予定の長期借入金	1,930
リース債務	8,192
未払金	47,512
未払法人税等	191,061
未払消費税等	47,249
前受金	105,920
賞与引当金	57,472
その他	50,210
固定負債	**289,905**
リース債務	5,412
役員退職慰労引当金	38,920
退職給付に係る負債	153,615
長期未払金	91,957
負債合計	**909,776**
（純資産の部）	
株主資本	**3,047,742**
資本金	**332,715**
資本剰余金	**304,390**
利益剰余金	**2,524,421**
自己株式	**△113,785**
その他の包括利益累計額	**420**
その他有価証券評価差額金	420
非支配株主持分	**11,467**
純資産合計	**3,059,630**
負債純資産合計	**3,969,406**

連結損益計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,832,885**
売上原価		**1,135,062**
売上総利益		**1,697,823**
販売費及び一般管理費		**874,939**
営業利益		**822,883**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	783	
保険配当金	1,069	
受取保険金	500	
保険事務手数料	374	
その他	88	2,832
営業外費用		
支払利息	451	
固定資産除却損	559	
保険解約損	1,383	
その他	66	2,460
経常利益		**823,255**
特別利益		
負ののれん発生益	64,242	64,242
税金等調整前当期純利益		**887,498**
法人税、住民税及び事業税	286,839	
法人税等調整額	△25,299	261,540
当期純利益		**625,957**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△532**
親会社株主に帰属する当期純利益		**626,490**

連結株主資本等変動計算書(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	332,715	292,269	1,993,286	△120,757	2,497,513
当期変動額					
剰余金の配当			△92,683		△92,683
譲渡制限付株式報酬		12,121		7,039	19,160
親会社株主に帰属する当期純利益			626,490		626,490
連結範囲の変動			△2,671		△2,671
自己株式の取得				△67	△67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	12,121	531,135	6,972	550,228
当期末残高	332,715	304,390	2,524,421	△113,785	3,047,742

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	－	－	2,497,513
当期変動額				
剰余金の配当				△92,683
譲渡制限付株式報酬				19,160
親会社株主に帰属する当期純利益				626,490
連結範囲の変動				△2,671
自己株式の取得				△67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	420	420	11,467	11,887
当期変動額合計	420	420	11,467	562,116
当期末残高	420	420	11,467	3,059,630

貸借対照表（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,538,578**
現金及び預金	1,756,639
売掛金	599,731
契約資産	129,862
仕掛品	9,520
貯蔵品	281
前払費用	41,463
その他	1,416
貸倒引当金	△336
固定資産	**1,258,937**
有形固定資産	**85,574**
建物附属設備	24,483
工具、器具及び備品	39,397
リース資産	11,947
建設仮勘定	9,746
無形固定資産	**385,555**
ソフトウエア	385,555
投資その他の資産	**787,807**
投資有価証券	12,960
関係会社株式	215,563
繰延税金資産	170,196
敷金及び保証金	87,688
保険積立金	279,457
長期前払費用	21,941
資産合計	**3,797,516**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**601,032**
買掛金	101,898
リース債務	8,192
未払金	44,949
未払法人税等	190,811
未払消費税等	44,029
前受金	105,768
賞与引当金	55,903
その他	49,479
固定負債	**196,161**
リース債務	5,412
役員退職慰労引当金	38,920
退職給付引当金	151,828
負債合計	**797,194**
（純資産の部）	
株主資本	**3,000,321**
資本金	**332,715**
資本剰余金	**304,390**
資本準備金	277,715
その他資本剰余金	26,674
利益剰余金	**2,477,000**
その他利益剰余金	2,477,000
繰越利益剰余金	2,477,000
自己株式	**△113,785**
純資産合計	**3,000,321**
負債純資産合計	**3,797,516**

損益計算書(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,665,081**
売上原価		**1,057,750**
売上総利益		**1,607,330**
販売費及び一般管理費		**772,563**
営業利益		**834,767**
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	615	
保険配当金	1,066	
保険事務手数料	374	
受取賃貸料	909	
その他	88	3,068
営業外費用		
支払利息	434	
固定資産除却損	559	
保険解約損	1,383	
その他	1	2,379
経常利益		**835,456**
税引前当期純利益		**835,456**
法人税、住民税及び事業税	285,312	
法人税等調整額	△26,254	259,058
当期純利益		**576,398**

株主資本等変動計算書(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	332,715	277,715	14,553	292,269	1,993,286	1,993,286	△120,757	2,497,513	2,497,513
当期変動額									
剰余金の配当					△92,683	△92,683		△92,683	△92,683
譲渡制限付株式報酬			12,121	12,121			7,039	19,160	19,160
当期純利益					576,398	576,398		576,398	576,398
自己株式の取得							△67	△67	△67
当期変動額合計	－	－	12,121	12,121	483,714	483,714	6,972	502,807	502,807
当期末残高	332,715	277,715	26,674	304,390	2,477,000	2,477,000	△113,785	3,000,321	3,000,321

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　裕　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤　部　　直　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロパティデータバンク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計

の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　裕　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤　部　　直　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社につきましては、子会社取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月19日

プロパティデータバンク株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　　鏑木　耕三㊞

監査等委員　　小田島　労㊞

監査等委員　　星野　道人㊞

（注）常勤監査等委員鏑木耕三、監査等委員小田島労及び監査等委員星野道人は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー　６階
浜松町コンベンションホール＆Hybridスタジオ
会議室１
連絡先 03−5777−3468（当社代表電話）

交通

■ ＪＲ山手線・京浜東北線／東京モノレール
　浜松町駅　　北口より　　徒歩約２分
■ 都営浅草線・大江戸線
　大門駅　　Ｂ５番出口より　直結

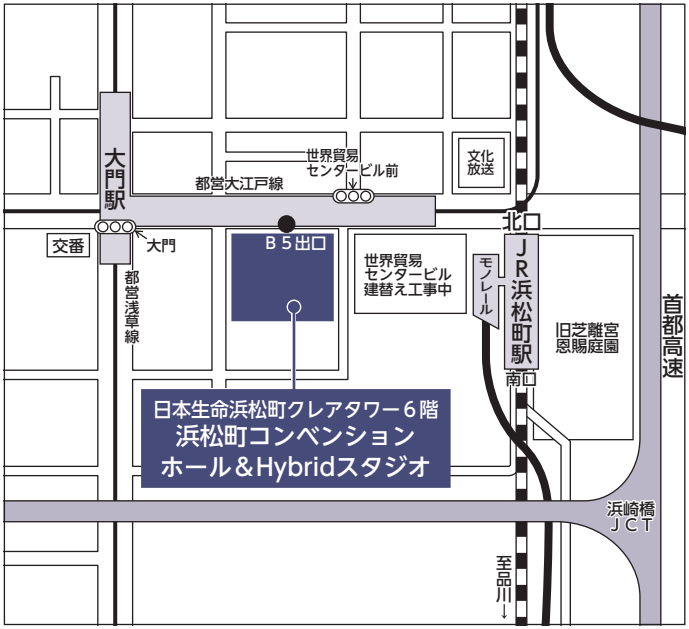

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。